

# 購買事業取引約款

## (目的)

第1条 この約款は、福岡八女農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

## (取引内容)

第2条 この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

- ① 肥料、飼料、農薬、出荷資材、ハウス被覆資材、その他生産資材、農機具、農機具部品、車両、石油類、オイル、TBA等の生産資材
- ② LPG、ガス器具、食料品、米、日用品、耐久資材等の生活資材

## (代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- ① 現金による取引
- ② 貯金口座引落としによる取引
- ③ 口座振込による取引

## (代金の決済日)

第4条 前条2号（LPGを除く）の場合は、月末締めとし、供給月の翌月15日に決済する。但し、15日が休日の場合は翌営業日とする。

- 2 前条2号のLPGについては、月末締めとし、翌月25日に決済する。但し、25日が休日の場合は翌営業日とする。
- 3 その他、予約注文、部会対応の購買品（営農用燃料等）、制度資金等未収金、補助事業未収金など、別に決済日を設けたものについてはその定めによる。
- 4 大口取引に係る未収金については、購買取引基本契約書の定めによる。
- 5 割賦未収金については分割払売買契約書・割賦売買契約書の定めによる。
- 6 農機具、部品、整備料については50万円以下の品目は3ヶ月以内、50万円超の品目は6ヶ月以内とする。但し、農業近代化資金は除く。
- 7 更生未収金については、準消費貸借契約書による。

## (納品方法)

第5条 商品の納品は、次の方法による。

- ① 店舗での引き渡し
- ② 契約者の指定場所への配送

#### (遅延損害金)

第6条 購買未収金の決済日において未決済の場合、又は期限の利益を失ったときは、以後完済に至るまで年6.2%の遅延損害金を徴する。但し、以下の場合は除く。

- ① 遅延損害金合計が500円未満の場合
- ② 決済日から起算して15日以内に決済された場合

#### (約款の変更)

第7条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

- ① この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - ② この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト (URL <http://www.jafyame.or.jp/>) に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。
  - 3 この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。